

趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号。以下「第10次分権一括法」という。）により、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の一部改正が行われたため、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）等について所要の整備を行った。

概要

1. 法第44条第2項を削ることに伴う令第19条（技術的読替え規定）を削る措置

地域型保育事業について、地域型保育給付費等を受け取るに当たっては、事業所の所在地の市区町村長及び利用者の居住地の市区町村長による双方の確認を受ける必要があった（法第43条第2項、第44条第2項）。

しかしながら、今般の第10次分権一括法により、法を改正し、利用者の居住地の市区町村長による確認を不要としたところ（法第43条第2項・第44条第2項の削除等。詳細は次ページ参照）。

これに伴い、利用者の居住地の市区町村長による確認があることを前提とした法第44条第2項に基づく確認の変更時の読替え規定（令第19条）が不要となるため、当該規定を削る。

2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の整備

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（1）において、利用者の居住地の市区町村長による確認があることを前提とした市町村間等の連携・協働に関する記載（第二の二の2第4段落）を削る。

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

3. その他

その他関係省令等（2）について、令第19条を削ることに伴う条ズレ等の所要の規定の整備を行う。

2. 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
 - ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）
 - ・ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
 - ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成23年厚生労働省令第112号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

令和2年6月3日成立
令和2年6月10日公布

第10次地方分権一括法

「提案募集方式（地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容(抜粋)

地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法一部改正)

- 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村(B市)の長による「確認」を不要とする。

地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付費の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

上記「確認」の効力を、確認を行った市町村の長がその長たる市町村に居住する者にのみ限定していた子ども・子育て支援法の規定(第43条第2項等)を削除。

- これにより、事業者にとっては事業所所在市町村(A市)の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

施行日: 公布の日から起算して三月を経過した日

